

労働保険・年度更新と社保・算定基礎届の時期に入ります。調査を見越した確認と準備を！
住宅瑕疵担保履行法による最近6ヵ月間に引き渡した新築住宅の届出は4/23までです。



「5月からマイナンバーを雇用保険の資格取得や喪失届に記載していないと…返戻します。記載しない事は法令違反に…」との厚労省・労働局の文書が職安から3/17に郵送されてきました。ところがこの文書の上部には「(記載がない時は)返戻する場合があります」とも大きく書かれており、曖昧な表現に。職安の窓口担当者に聞いてみると「困るんですね…こんな書き方の文書は…」との返答です。

雇保得喪に
マイナンバー?
曖昧文書

その直後、驚くべきニュースが報じられました。日本年金機構は3/20「年金データの入力を委託した東京の情報処理会社“SAY企画”が中国の業者に無断で再委託していた…500万人分の情報は家族の氏名と

フリガナだけ」と発表。しかし、マイナンバーや基礎年金番号も

外に含まれている可能性があります。昨年末に内部告発を受けて機構は監査し判明したとの事。マイナーカードの普及率が10%に満たない

一方、情報漏洩等が懸念される中での事件です。



「社長(代表取締役)を息子に譲り公共工事の主任技術者として現場の監理をしたい。建設業許可の営業所に常勤を求められる専技や経営者も新社長に任せることに…役所との契約があるので急いで手続きを!!」との依頼がA社からありました。議事録や11条変更届の作成を急ぎ、A社にも可能な協力をお願いし2日後には変更後の会社謄本を取得、役所との契約に間に合わせる事が出来ました。この一連の手続きの中で役員(取締役・監査役)に関する

事業承継と
技術者変更
迅速対応で判った
登記モレ

法務局への届出がきちんと出来ていなかったこと

が分かりました。株式会社のA社の場合、監査役を選任し任期4年毎の重任登記は知り合いの司法書士に頼んできていましたが、改正会社法

が殆どの株式会社に対し、H27.5.1以降最初に監査役の就任・重任・退任の手続きをする際に「会計監査に範囲を限定する旨の定款の定めがある」との登記を義務付けているのに漏れていたのです。

要注意ですね。



当事務所では毎週金曜日の朝9時~10時に、ミーティングを行います。ご協力をお願いします。

*当事務所から070で始まる電話をお掛けしますが、これは発信専用の電話番号です。
①070-5481-0659 ②070-5481-0988 ③070-5080-7611 ④070-6597-6379